

山口県報

平成25年
10月8日
(火曜日)

目次

規則
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)
指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)



指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第五十号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三百三十八条第二項第一号中「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項

に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」を

「、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成二十四年山口県条例第四十六号。以下「指定障害児通所支援等条例」という。)

第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しく

は指定障害児通所支援等条例第三十九条において準用する指定障害児通所支援等条例第三十八条第八項の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同項第二号及び第四号中「又は特区省令」を、「指定障害児通所支援等条例第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定障害児通所支援等条例第三十九条において準用する指定障害児通所支援等条例第三十八条第八項の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第三百三十九条第一項第一号中「又は特区省令」を、「指定障害児通所支援等条例第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定障害児通所支援等条例第三十九条において準用する指定障害児通所支援等条例第三十八条第八項の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同項第二号及び第四号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第五十一号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第六十条第六項中「及び条例」を、「条例」に改め、「指定通所介護事業所」の下に

「及び条例第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援事業所とみなされる指定小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に

次の一項を加える。

6 条例第三十八条第八項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数と指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号。以下「指定障害福祉サービス等条例」という。）第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第三十九条において準用する条例第三十八条第八項の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下同じ。）を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第三十九条において準用する条例第三十八条第八項の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮できる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第三十九条において準用する条例第三十八条第八項の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める

条例に規定する基準を満たしていること。

五 条例第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六十一条第一項前段中、「第六項」を「第七項」に改め、同項後段中、「及び第六項」を「第六項第一号から第四号まで及び第七項」に改め、同条第二項中、「並びに前条第四項及び第五項」を「及び前条第四項から第六項まで」に、「及び条例」を「条例」に改め、「指定通所介護事業所」の下に、「及び条例第三十九条において準用する条例第三十八条第八項の規定により基準該当放課後等デイサービス事業所とみなされる指定小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。